

# へブンアーティスト活動に当たっての感染拡大防止ガイドライン

令和4年6月改定

## 1 アーティスト向け対策

- (1) アーティストは、公演日に検温、体調確認を行い、発熱やせき等の風邪の症状があるなど体調不良の場合は、公演を行わないこと。
- (2) アーティストは、自身で用意したロープやマーカー等を用いて公演スペースを明示し、公演中のアーティストと観覧者との間隔（2メートル以上）を確保すること。  
屋外において、マスク着用なしで公演を行う場合は、観客との間隔を常に2メートル以上保つこと。屋内において、会話や発声を伴う公演を行う場合は、マスクを正しく着用した上で、パフォーマンス・演奏を行うこと。  
屋外・屋内に関わらず、高温多湿で熱中症のリスクが高い場合は、公演を中止する等の措置をとること。
- (3) アーティストは、公演中、客上げやハイタッチ等、観覧者との身体的接触を伴う演出を行わないこと。なお、演出の都合上、一時的に観覧者との間隔2メートル未満となる場合は、マスクを着用すること。
- (4) アーティストは、自身の器具を観覧者に触れさせる演出を行う場合、観覧者の同意を得た上で、触れさせる直前に自身が用意若しくは観覧者が持参した消毒液で手指及び器具の消毒を行ってから実施すること。なお、観覧者の所有物をアーティストが触れる演出は行わないこと。
- (5) 上記（2）～（4）に関わらず、施設管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (6) アーティストは、厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等、感染者と接触した可能性がある場合に利用者に通知するサービスの登録を行うよう努めること。
- (7) アーティストは、「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得及び掲示を行うよう努めること。

## 2 観覧者向け対策

- (1) 公演時に、アーティストから観覧者に対し、以下のことを周知する。
  - ・ 屋外において、観覧者同士が2メートル以上の間隔をとることが可能な場合は、マスク着用が必須ではないこと。なお、観覧者同士が2メートル以上の間隔をとることができず、かつ、会話や発声を行う場合は、観覧者にマスクの着用を要請すること。
  - ・ 屋内において、観覧者同士が2メートル以上の間隔をとることが可能で、かつ、会話や発声がない場合は、マスク着用が必須ではないこと。なお、観覧者同士が2メートル以上の間隔をできない場合、及び、観覧者が会話や発声を行う場合は、マスクの着用を要請すること。
  - ・ 上記に関わらず、施設管理者から要請のある場合はその要請の内容
  - ・ アーティストから要請にもかかわらず、マスク未着用の観覧者が十分な間隔をとらず会話を継続するなど感染防止対策の徹底が難しいと判断される場合や、高温多湿でマスク着用により熱中症のリスクを高めるおそれがある場合は、観覧者の安全確保の観点から、アーティストは公演を中断・中止すること。
- (2) アーティストは、公演前に観覧者の立ち位置に印をつける等、観覧者と観覧者の間隔（2メートル）を明示し、観覧者がマスク着用の要否判断が可能な対応を行うこと。
- (3) アーティストは、観覧者に対し看板等により、間隔をあけて観覧を促す掲示を行うとともに、厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等、感染者と接触した可能性がある場合に利用者に通知するサービスの登録を推奨すること。